３．対応計画

対応計画は、港湾管理者が被災時に活用可能な資源（作業船団、機材、人員等）を基に、基本方針を決定する。その方針決定を踏まえ、機能ごとに具体的な対応を検討する。

３－１．対応計画の基本方針

(1)優先順位の設定

被災時には活用可能な資源が限定されることが想定されるため、復旧対応の順位を設定する。

「２－３．復旧目標の設定」において設定した復旧目標を基に各機能の間での優先順位を以下のように設定する。

なお、啓開船団等が並列的に投入可能である場合は、この限りではない。

また、台風発生、接近時は、これまで通り各機能において効果的な直前予防対応を行う。

① 安座真地区、津堅地区の離島航路機能を復旧する。それぞれの航路の島民の安全性に関わる要素が強く、概ね３日以内の復旧を目指す。

② 中城湾港新港地区-7.5m のバルク輸送（物流）機能を復旧する。ここには鹿児島港を結ぶ本土航路が就航しており、沖縄の生活・産業への影響を最小化する必要がある。

③ 「中城湾港新港地区のその他の岸壁」及び「エネルギー機能」は、①、②に次いで復旧を行う。

(2)災害発生後における対応計画の流れ

大規模地震津波災害発生から輸送再開までの対応計画の概略の流れを以下に示す。

なお、台風発生、接近時は、各機能（バルク輸送、エネルギー輸送、離島航路）において効果的な直前予防対応を行うこととする（※3―2．を参照）。

図 3-1　災害発生後における対応の流れ

３－２．台風時の直前予防対応

金武湾港・中城湾港 港湾 BCP 協議会会員は各機能（バルク輸送、エネルギー輸送、離島航路）において、これまでも台風の発生、接近、上陸時には、効率的で有効な直前予防対応を実施してきた。

引き続き、台風接近時において気象庁が発表する気象警報・注意報や金武中城港長（中城海上保安部）が発出する勧告等の情報収集に努めるとともに、図 3-2 を参考に被害の予防、軽減に努めることとする。

また、台風時の通信障害に備え、衛星通信の導入等により通信手段の確保に努める。

台風直前 予防対応	勧告等	バルク輸送機能の回復	エネルギー輸送機能の回復	離島航路機能の回復
台風最接近の 1～5日前 波浪注意報発表	第一体制（警戒勧告）	気象情報会社シスメットから気象情報入手 事務所内及び営業所、船舶で情報共有 海保から警戒体制(第1体制)発令のFAXが届き、関係者に連絡 中城湾港のバース会議で確認 部署長が集まり、情報等を共有する。(2日前) 構内巡回、飛ばされるものがないか確認、対応。 船長判断で船舶避難準備 組合船舶課長の避難指示受け避難 備品や船の燃料等は常に補充 重機類も常に燃料は補充されている コンテナを平積み 砂の台風対策を2~3日前に開始 飛散防止ネット2重に張り土嚢で押える	海保からの警戒体制のFAX受信 関係者への気象情報提供 (気象、海象、海上安全情報（波浪、潮位、防風等） 連絡体制の発令(社内基準） 必要に応じ荷主・搬出先との調整（運搬調整含む） 船社と供給会社と調整（運搬調整含む） 荷役時間を考慮し最低限必要なLNG供給を依頼、入荷する 運航調整(荷主・搬出先とも自社) 船舶避難・入出荷作業停止 荷揚げ後、船舶は避難または帰港 災害対応備品の確認、補充(非常用燃料、充電含む）	米軍・気象庁の気象情報を注視 海保からの警戒体制のFAX受信 社内・現場事務所・船舶と情報共有 職員と気象情報等を共有、台風対策に向け準備 船は船長判断で必要となれば避難開始 (避難は平良港・石垣港・名護湾等) 担当船員は船内常駐 台風の進路予測により船舶避難の判断 船舶避難確定後は、久高島に食料・飲料等を供給 船舶へ燃料・食料等の確認 事務所では備品等の補充はしない
台風最接近の 1日前 強風注意報発表		台風対策の準備（窓枠に新聞紙を詰めるなど） 砂の台風対策を2~3日前に開始 飛散防止ネット2重に張り土嚢で押える 調整した荷役作業完了 砂を砂山によせる作業は警報発令直前まで行う その後、最終的に砂山すべてをネットで覆う 重機(ホイルローダー)、社用車を構内の倉庫用コンテナの影に移	非常対策班の編成 非常勤職員の配備（夜間・休日）、帰宅・自宅待機（各者の判断によ 社屋の浸水対策の実施 構外への流出防止、危険物の流出防止 受入設備、クレーン等の固定、資機材の固定 排水経路(総合排水設備)は常に確認 岸壁のホース等の固縛・ポンプ室の施錠 工場内のローティングアームの固定 構内の備品等の飛散防止等台風対策 タンクローリーの運航停止をもって出荷停止 (暴風警報発令又はバスの運航停止が基準) 顧客に出荷停止の案内送付（FAX） 構内の台風対策確認後、職員帰宅	船舶は避難水域で避泊避(500GT以上) 海保から避難勧告発出(24時間前：那覇港) 本社から関係者へ連絡 退避しない船舶(500GT未満)の岸壁固定(那覇港) 作業終了後、船員船舶待機 現場事務所・荷役機材の台風対策 (コンテナ平積み、空コンの固縛) フェリー・高速船の運航停止をアナウンス フェリー・高速船の避難(久高島徳仁港) 旅客ターミナル等の雨漏り対策 フェリー・高速船安座間港出港・徳仁港入り 避泊港で船を岸壁に厳重に固定 船の台風対策後、船員は島内の自宅で待機
台風最接近の 半日前 高潮注意報発表		荷役・出荷作業、製造ライン等停止 コンテナをシャッター前に配置 空コンを固縛、荷実入りコンテナで囲む 荷役機械を倉庫に移動 フォークや社用車を工場内に移動 土嚢の代わりに砂袋・TBをシャッター前に配置 構内車両・トラックの退避、荷役機器・資機材の固定 台風対策後、職員は全員帰宅 ゲートが閉まり、港湾内入場禁止、港の警備員も帰宅 守衛が待機 営業所に警備会社から派遣の警備員が到着 職員は自宅待機・事業部長は事務所で待機	担当者(1人)は事務所待機 警戒体制の発令 (社内基準） 必要人員を残して早期帰宅	台風対策終了後、社員は帰宅 船舶担当者は船舶の安全確認後、帰宅 船員は船内待機 朝、昼、夕方、夜に目視で船の状況確認
波浪警報又は 波浪特別警報発表 暴風警報又は 暴風特別警報発表	第二体制（避難勧告）	全職員自宅待機（暴風警報発令） 暴風域内では職員参集はしない 組合の事業部長及び警備員(営業所) 以外は自宅待機(暴風警報発令)	非常対策班の警戒任務 (その他は自宅待機) 社員への避難指示・安全確認 社員は自宅待機(暴風警報発令中)	朝・昼に担当者が船舶の安全確認 社員は自宅待機(暴風警報発令中) 職員は自宅待機・船員は島内自宅待機
台風最接近の 6時間前 高潮警報又は 高潮特別警報発表		組合の事業部長及び警備員(営業所) 以外は自宅待機(暴風警報発令)	社員の安全確保、自宅待機	
台風最接近の 数時間前				船舶への安全確認
高潮発生				

図 3-2　台風時に対する直前予防対応

※）勧告等は、港則法第 39 条第 4 項に基づき金武中城港長（中城海上保安部）が発出するものである。

３－３．災害時における初動対応

(1)金武湾港･中城湾港 港湾 BCP の発動

金武湾港・中城湾港 港湾 BCP の発災時の対応に掛かる発動基準は、以下のとおりとする。

●発動基準

① うるま市、沖縄市、南城市、西原町、与那原町、北中城村、中城村、金武町のいずれかの地域で震度６弱以上の地震が発生したとき

② 金武湾港、中城湾港に津波警報または大津波警報が発表されたとき

③ 台風に伴い、うるま市、沖縄市、南城市、西原町、与那原町、北中城村、中城村、金武町のいずれかに暴風（注意報の場合は強風）・波浪・高潮に関する特別警報・警報・注意報（以下、「気象警報・注意報」と記載する。）が発表され、港湾施設等に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれが予想される場合において、その状況を総合的に勘案し、協議会事務局において発動を宣言したとき

(2)初動対応

港湾 BCP が発動された場合、協議会の構成員は、人命優先や安全確保を第一とし、それぞれの組織において、可能な範囲で職員等の安否確認、通信等設備の確保、被害状況の確認を行うとともに、二次災害の防止対策を講じる。

また、協議会の構成員は、被害状況等について、緊急連絡網に従って、使用可能な通信手段（固定電話、携帯電話、衛星電話、メール、ＦＡＸ等）を用いて、協議会事務局である港湾管理者の沖縄県港湾課に報告する（市町村は、各土木事務所に報告する）。なお、情報通信手段が確保されている限りは、県庁港湾課が対策本部となる。

・安否確認

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、職員等の安否確認を行う。

・通信等設備の確保

協議会構成員は、各自の組織において、通信等設備の確保に努める。なお、自組織の設備が損壊するなど、外部との通信が途絶した場合は、近隣の他組織の設備を一時的に利用することや、災害時に繋がりやすい通信手段（衛星携帯、公衆電話、携帯メール等）を用いるなどの代替措置を講じる。

・被害状況の確認

協議会構成員は、各自の施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握する。

・二次災害の防止

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、可能な範囲で二次災害の防止に努める。

なお、港湾管理者や危険物取扱施設の施設管理者は、港長や消防と連携しつつ、利用者や在港船舶、航行船舶へ必要な情報を提供する。

・協議会事務局（沖縄県港湾課）への連絡

協議会構成員は、安全を確保の上、把握できている被害状況（事務所や業務実施の状況、管理または利用する港湾施設の状況、その他港湾施設の状況、港湾に接続する道路など周辺地域の状況等）について、速やかに協議会事務局に連絡する（市町村は、各土木事務所に連絡する）。新たな情報が得られた場合は、随時連絡する。連絡は、緊急連絡網の利用を原則と

するが、通信設備等の状況によって、臨機応変な対応を行う。
港湾 BCP 協議会は、県災害対策本部及び同地方本部と連携を図るものとし、協議会事務局は、集約した情報を沖縄県災害対策本部（統括情報班：防災危機管理課）に連絡する。
※被害状況の報告様式は手順書（案）に添付

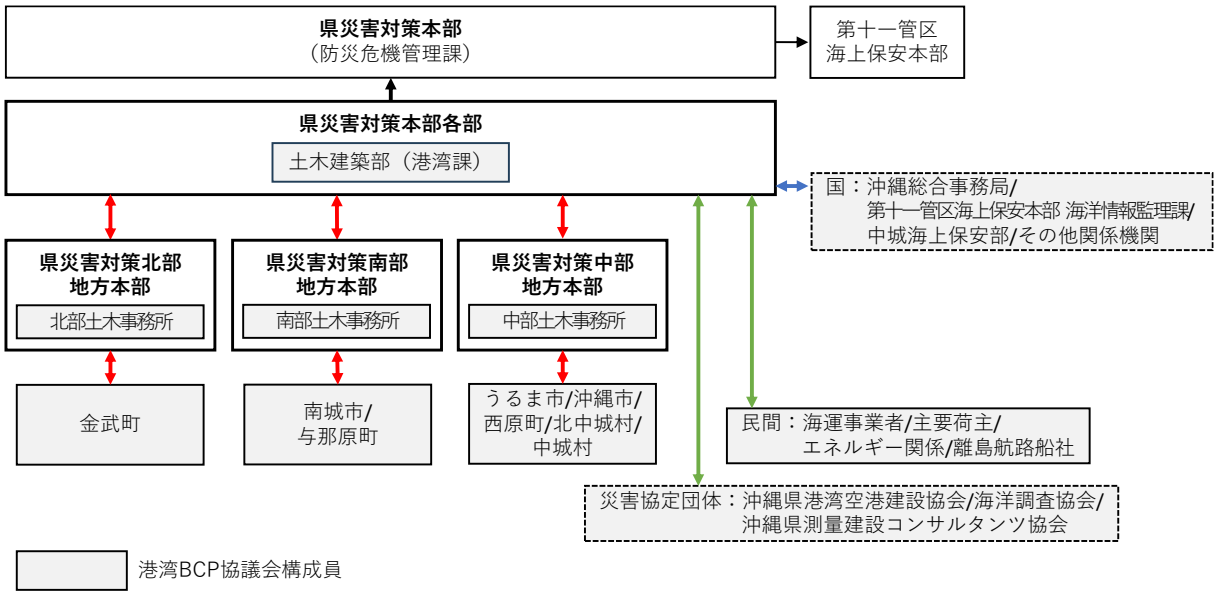

図 3-3　金武湾港・中城湾港 港湾 BCP 協議会の連絡系統

(3)参集時の活動イメージ

大規模災害が発生した場合、各部会毎に参集し、重要業務の実施手順に準拠した活動を行う。参集は津波がない地震の場合には震災発生後１日程度、津波がある地震の場合には警報解除後半日程度、台風・高潮災害の場合には暴風警報・高潮警報解除後、参集可能な時点で参集する。

参集活動は訓練を通じて機能するかを確認し、不適当と考えられる場合は参集方法の改善を図るものとする。

参集が困難な場合は、WEB 会議システムやメールによる書面開催等の方法によるものとする。

①新港地区・離島航路部会

▽参集場所を次の順位として設定する。被災・浸水等により利用できない場合は、下位の施設を順次利用する。

・第１順位：沖縄県中部合同庁舎
・第２順位：うるま市役所（もしくは南城市役所）
・第３順位：沖縄市役所

（沖縄県中城湾港管理所、沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課 那覇港湾・空港整備事務所は情報収集・伝達機能等をサポートする）

▽バルク輸送再開に向けた重要業務の担当者（企業等）は、被害状況を調査し、港湾管理者に報告する。

▽港湾管理者は、関係団体に航路啓開等の支援要請をする。

▽港湾管理者は、関係者と協議し、応急復旧方針を決定する。応急復旧方針の決定は、参集しての実施を基本とする。

▽支援要請を受けた関係団体により、航路啓開、施設の応急復旧が行われる。

▽荷主企業、船社については、荷役再開に向けた協議を行う。

▽航路啓開、応急復旧、体制構築が整い次第、バルク輸送活動及び離島航路を再開する。

表 3-1　新港地区・離島航路部会の構成員

	区分（機能）	機関・企業名	担当者所属	備考
新港地区・離島航路部会	主要荷主（物流）	拓南製鐵株式会社		
		タイガー産業株式会社		
		沖縄県飼料協業組合		
		沖縄うるまニューエナジー株式会社		
	船社（物流）	南西海運株式会社		
		南日本汽船株式会社		
		琉球海運株式会社		
	港運事業者（物流）	中城湾港運株式会社		
		沖縄港運株式会社		
	離島航路船社（人流）	久高海運合名会社	安座真事務所	
		有限会社神谷観光	平敷屋事務所	
	市町村	うるま市		新港地区、津堅島航路
		沖縄市		新港地区
		南城市		久高島航路
	関係機関	沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課	那覇港湾・空港整備事務所	情報収集担当
		第十一管区海上保安本部		
		中城海上保安部		被害調査等
		沖縄県土木建築部	中部土木事務所	
		沖縄県土木建築部	南部土木事務所	久高島航路
		沖縄県土木建築部	港湾課	
	建設関係団体	沖縄県港湾空港建設協会	五洋建設(株)	
		海洋調査協会	いであ(株)	
		沖縄県測量建設コンサルタンツ協会		
	合計	23団体		

②エネルギー部会

▽参集場所を次の順位として設定する。被災・浸水等により利用できない場合は、下位の施設を順次利用する。

・第１順位：沖縄県中部合同庁舎

・第２順位：中城村役場、西原町役場、南城市役所、うるま市役所、金武町役場

（専用施設の被災程度に応じて設定する）

（沖縄県中城湾港管理所、沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課 那覇港湾・空港整備事務所は情報収集・伝達機能等をサポートする）

▽エネルギー輸送再開に向けた重要業務の担当者（企業等）は、被害状況を調査し、港湾管理者に報告する。

▽港湾管理者は、関係団体に航路啓開等の支援要請をする。

▽港湾管理者は、関係者と協議し、応急復旧方針を決定する。応急復旧方針の決定は、参集しての実施を基本とする。

支援要請を受けた関係団体により、航路啓開が行われる。

▽エネルギー関連企業は自社の専用施設の復旧を行う。

▽航路啓開、専用施設の復旧が整い次第、エネルギー輸送活動を再開する。

表 3-2　エネルギー部会の構成員

	区分（機能）	機関・企業名	担当者所属	備考
エネルギー部会	エネルギー関係（物流）	J-POWERジェネレーションサービス株式会社	石川石炭火力運営事業所	
		太陽石油株式会社		
		沖縄石油基地株式会社		
		沖縄出光株式会社	沖縄油槽所	
		沖縄ターミナル株式会社		
		マルヰ産業株式会社	佐敷工場	
	市町村	うるま市		金武湾港（火力発電所等）
		南城市		久高マルヰ産業専用ドルフィン
		西原町		南西石油石油基地
		中城村		沖縄電力吉の浦火力発電所
		金武町		沖縄電力金武火力発電所
	関係機関	沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課	那覇港湾・空港整備事務所	情報収集担当
		第十一管区海上保安本部		
		中城海上保安部		被害調査等
		沖縄県土木建築部	北部土木事務所	
		沖縄県土木建築部	中部土木事務所	
		沖縄県土木建築部	南部土木事務所	久高マルヰ産業専用ドルフィン
		沖縄県土木建築部	港湾課	
	建設関係団体	沖縄県港湾空港建設協会	五洋建設(株)	
		海洋調査協会	いであ(株)	
		沖縄県測量建設コンサルタンツ協会		
	合計	21団体		

参考）応急復旧方針の検討

応急復旧方針は、港湾施設の被災状況の他、背後地域や道路、入手可能な資機材等の情報を考慮し、対象施設、優先順位、ガレキの仮置場、応急復旧の手順を設定する。

項目	内容
【情報収集】 ・港湾背後地域・離島の被災状況 ・港湾施設の被災状況 ・復旧、啓開作業の難易 ・道路の被災、啓開状況 ・調達可能な作業船、重機など資機材 ・ガレキ等の集積場所 ・関係機関からの要請 など	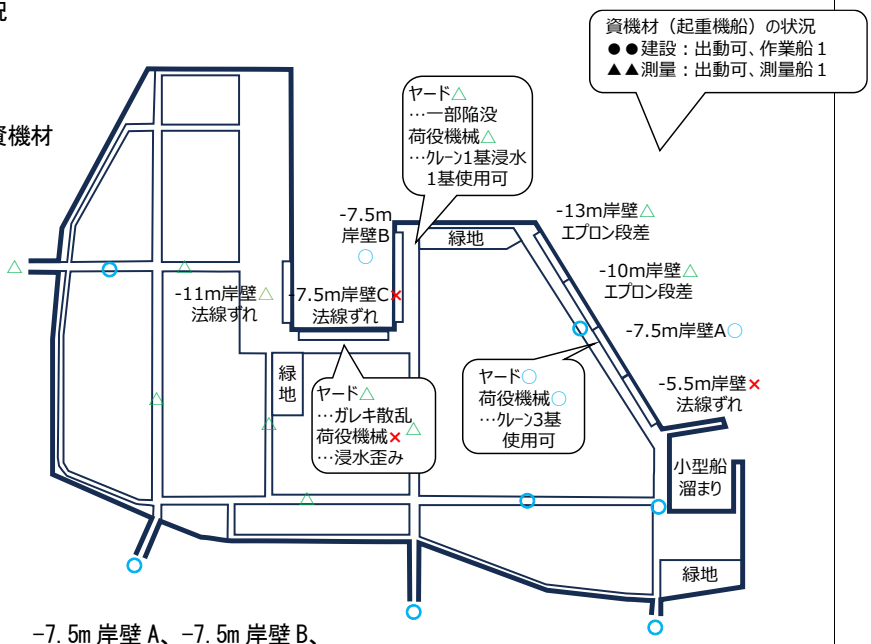 凡例 ○：使用が可能な施設 △：応急復旧が必要な施設 ×：被害が大きく、 本格的な復旧が必要
【作業①】 応急復旧の対象施設の検討	-7.5m 岸壁 A、-7.5m 岸壁 B、 -13m 岸壁、-10m 岸壁、-11m 岸壁
【作業②】 復旧の優先順位の検討	① -7.5m 岸壁 A ⇒ ②-7.5m 岸壁 B ⇒ ③-13m 岸壁、-10m 岸壁 ⇒ ④-11m 岸壁
【作業③】 ガレキの仮置場の検討	ガレキ等の仮置き場：緑地 A、緑地 B、緑地 C 作業船係留場所 ：小型船だまり
【作業④】 応急復旧の手順の検討	1. -7.5m 岸壁 A までの航路・臨港道路の啓開 → 2. -7.5m 岸壁 B までの航路・臨港道路の啓開 → 3. -13m 岸壁, -10m 岸壁の応急復旧と臨港道路の啓開 → 4. -11m 岸壁の応急復旧と臨港道路の啓開
【応急復旧方針】 岸壁の応急復旧順位：①-7.5m 岸壁 A → ②-7.5m 岸壁 B → ③-13m 岸壁、-10m 岸壁 → ④-11m岸壁	

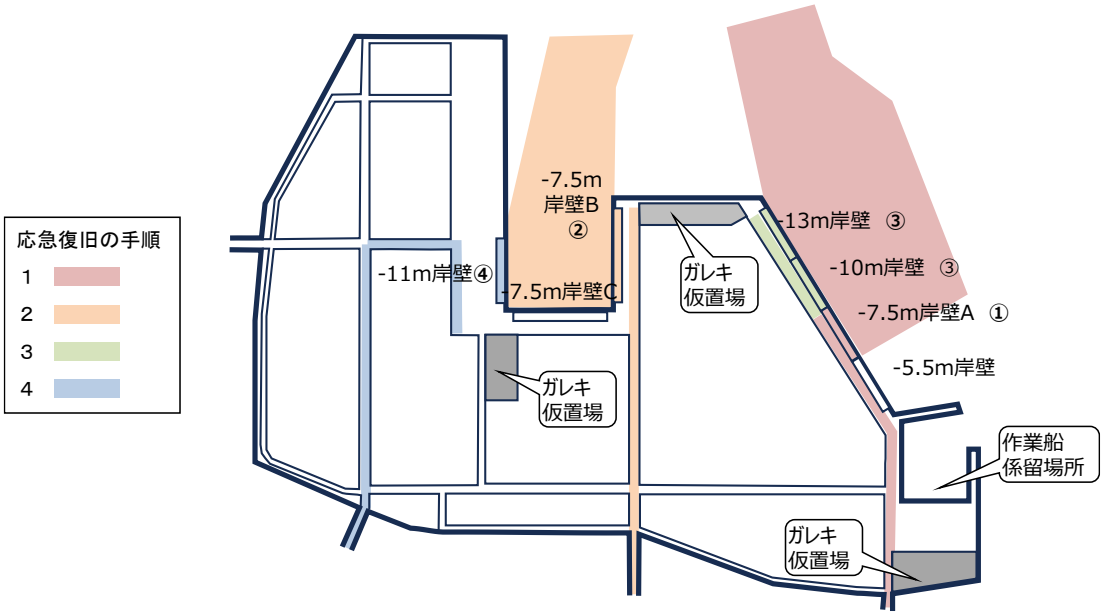

図 3-4　応急復旧方針の検討手順（例）

３－４．バルク輸送機能の回復に関する行動計画

(1)行動計画の目標

・利用者意向を勘案し、中城湾港新港地区-7.5m 岸壁を利用した輸送を 1 週間以内に回復することを目指す。

・大水深岸壁（-10m、-13m)については、第二段階として、1 ヶ月以内の機能回復を目指す。

・被災状況や応急復旧の可能性によっては、大水深岸壁を先行する場合も考慮しておく。

(2)行動計画の実施方針

バルク輸送再開に係る行動計画の実施方針を図 3-5 のとおりとする。

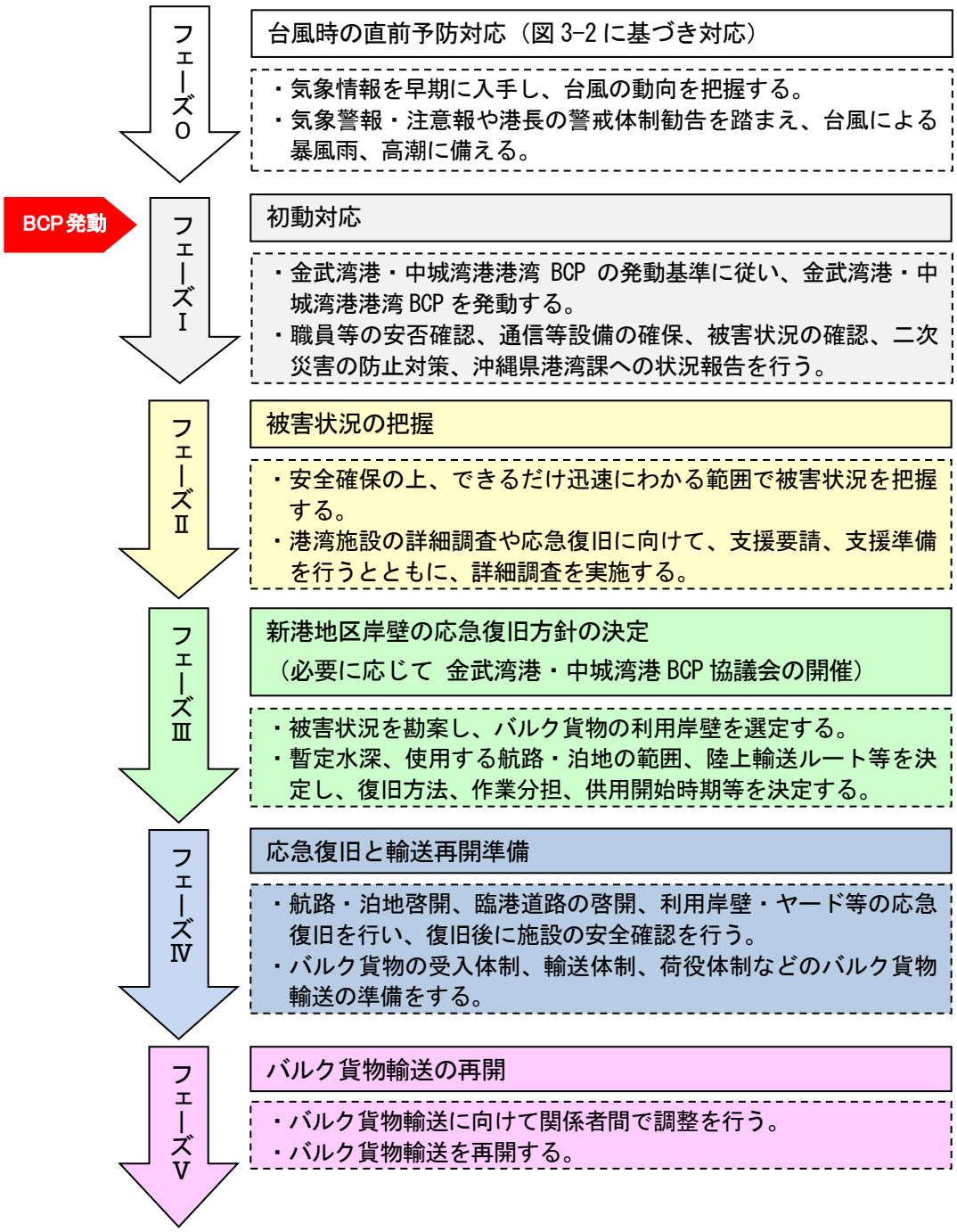

図 3-5　バルク貨物輸送活動における行動計画の実施方針

(3)関係者と重要業務

災害発生後にバルク輸送の再開に向けて取り組む関係者と重要業務を表 3-3 に示す。

表 3-3　バルク輸送活動に関する主な関係者と重要業務

区分	関係者	重要業務
荷主企業	拓南製鐵、タイガー産業、沖縄県飼料協業組合、沖縄うるまニューエナジー	・被害調査（事務所、生産・物流施設等） ・業務実施体制の確保、代替輸送 ・被災貨物の回収・処分
船社	南西海運、南日本汽船、琉球海運	・被害調査（船舶、貨物） ・航路再開体制の確保 ・被災貨物の回収・処分 ・輸送再開に向けた調整・手続き
海上保安機関	第十一管区海上保安本部	・暫定水深調査（事前測量）
	中城海上保安部	・航路標識の被害調査 ・航路障害物の調査 ・航泊禁止及び同解除 ・港内工事作業の許可または協議
港湾運送事業者	中城湾港運、沖縄港運	・被害調査（事務所、生産・物流施設等） ・荷役体制の確保 ・被災貨物の回収・処分 ・輸送再開に向けた調整・手続き
港湾管理者	沖縄県土木建築部港湾課、中部土木事務所	・港湾施設の被害調査 ・詳細調査の主な支援要請 ・応急復旧方針の決定 ・港湾施設の応急復旧
沖縄総合事務局	港湾空港防災・危機管理課　那覇港湾・空港整備事務所	
建設関係団体 【支援要請先】	沖縄県港湾空港建設協会、海洋調査協会、沖縄県測量建設コンサルタンツ協会	・支援準備 ・港湾施設の詳細調査 ・航路啓開 ・港湾施設の応急復旧
機械・設備メーカー 【支援要請先】		・支援準備 ・被害調査（荷役機械・設備） ・荷役機械・設備の応急復旧

(4)バルク輸送の再開に向けた重要業務の実施手順

バルク輸送の再開に向けた重要業務の基本的な実施手順を図 3-6 のとおりとする。

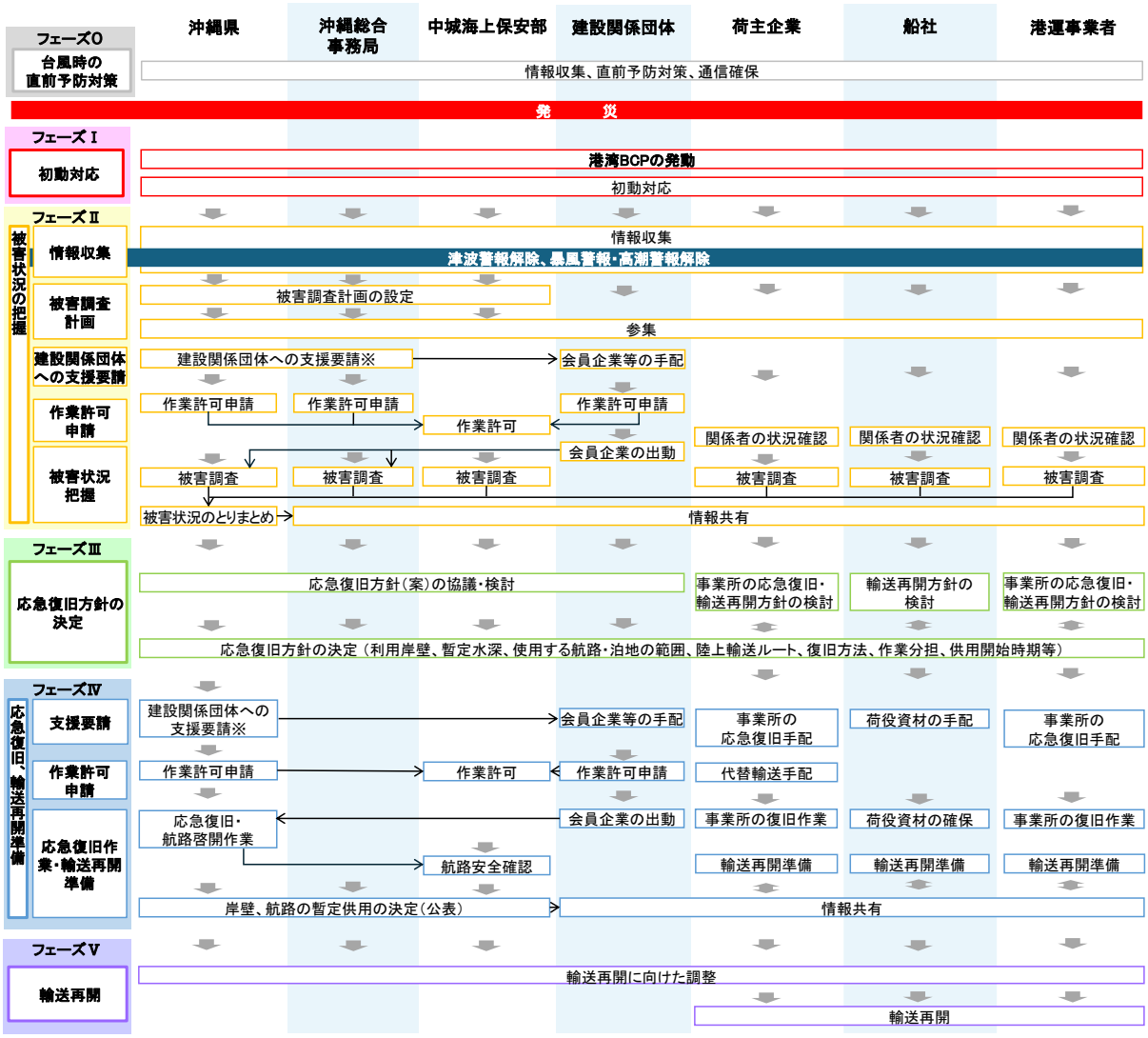

※出動を要請した会員企業と遅滞なく請負契約等を締結する。

図 3-6　バルク輸送の再開に向けた重要業務の実施手順

※CIQ は、港湾の施設の復旧状況により、港湾管理者からの連絡によって、バルク輸送再開に向けた調整の段階より、人員確保の調整を図り、担当業務を開始する。

３－５．エネルギー輸送機能の回復に関する行動計画

(1)行動計画の目標

・中城湾港・小那覇地区、仲伊保地区の専用施設の航路・泊地啓開を 1 週間以内に完了する。
・中城湾港・中城地区の専用施設の泊地啓開を 2 週間以内に完了する。
・金武湾港・金武地区、赤崎地区、天願地区、平安座北地区の専用施設の水域や航路啓開を 2 週間以内に完了する。

(2)行動計画の実施方針

エネルギー輸送再開に係る行動計画の実施方針を図 3-7 のとおりとする。

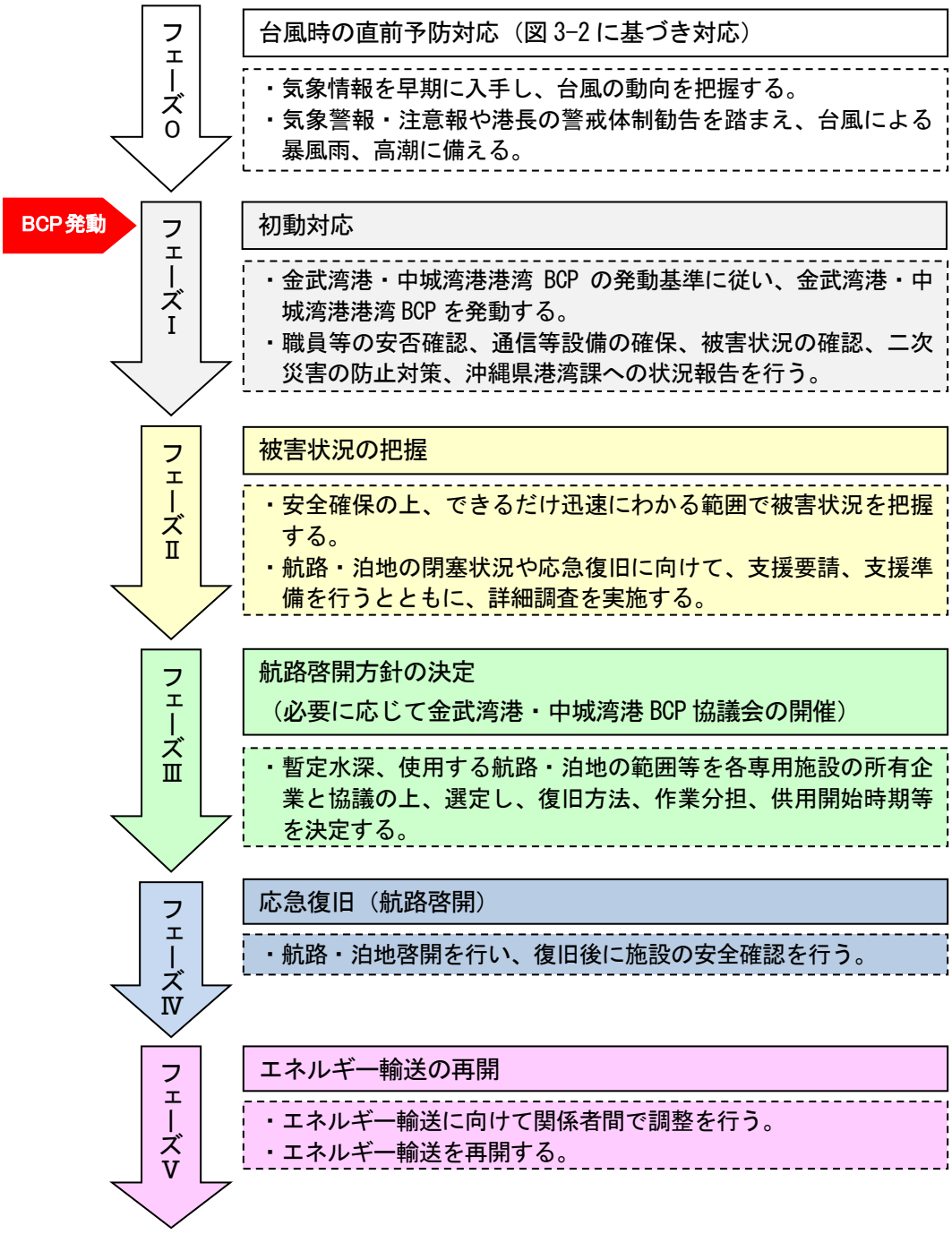

図 3-7　エネルギー輸送活動における行動計画の実施方針

(3)関係者と重要業務

災害発生後にエネルギー輸送の再開に向けて取り組む関係者と重要業務を表 3-4 のとおりとする。

表 3-4　エネルギー輸送活動に関する主な関係者と重要業務

区分	関係者	重要業務
エネルギー関係企業	沖縄電力、太陽石油、マルヰ産業、沖縄石油基地、沖縄出光、沖縄ターミナル、J-POWER ジェネレーションサービス	・被害調査（事務所、専用施設、生産・貯蔵施設等） ・業務実施体制の確保 ・被災貨物の回収・処分
海上保安機関	第十一管区海上保安本部	・暫定水深調査（事前測量）
	中城海上保安部	・航路標識の被害調査 ・航路障害物の調査 ・航泊禁止及び同解除 ・港内工事作業の許可または協議
港湾管理者	沖縄県土木建築部港湾課、中部土木事務所 南部土木事務所	・港湾施設の被害調査 ・詳細調査の支援要請 ・応急復旧方針の決定 ・港湾施設の応急復旧
沖縄総合事務局	港湾空港防災・危機管理課 那覇港湾・空港整備事務所	
建設関係団体【支援要請先】	沖縄県港湾空港建設協会、海洋調査協会、沖縄県測量建設コンサルタンツ協会	・支援準備 ・港湾施設の詳細調査 ・航路啓開 ・港湾施設の応急復旧

(4)エネルギー輸送の再開に向けた重要業務の実施手順

エネルギー輸送の再開に向けた重要業務の基本的な実施手順を図 3-8 のとおりとする。

なお、本 BCP では航路・泊地の啓開に主眼を置くこととし、専用施設の調査や復旧については対象としていない。

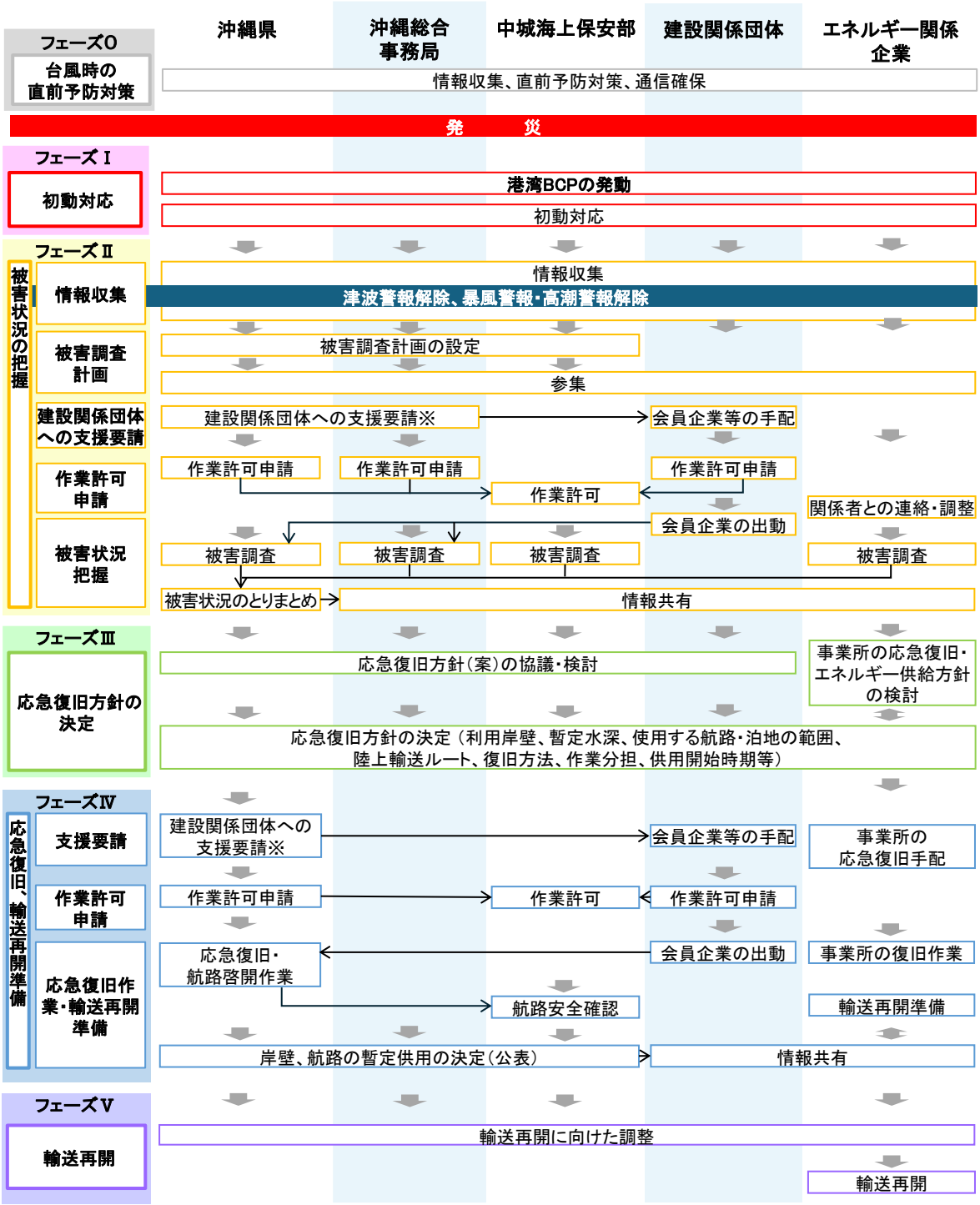

※出動を要請した会員企業と遅滞なく請負契約等を締結する。

図 3-8　エネルギー輸送の再開に向けた重要業務の実施手順

※CIQ は、港湾の施設の復旧状況により、港湾管理者からの連絡によって、エネルギー輸送再開に向けた調整の段階より人員確保の調整を図り、担当業務を開始する。

３－６．離島航路機能の回復に関する行動計画

(1)行動計画の目標

・中城湾港・安座真地区の離島航路施設（物揚場・浮桟橋）及び航路・泊地の復旧を 3 日以内に完了する。

・中城湾港・津堅地区の離島航路施設（物揚場・浮桟橋）及び航路・泊地の復旧を 3 日以内に完了する。

(2)行動計画の実施方針

離島航路再開に係る行動計画の実施方針を図 3-9 のとおりとする。

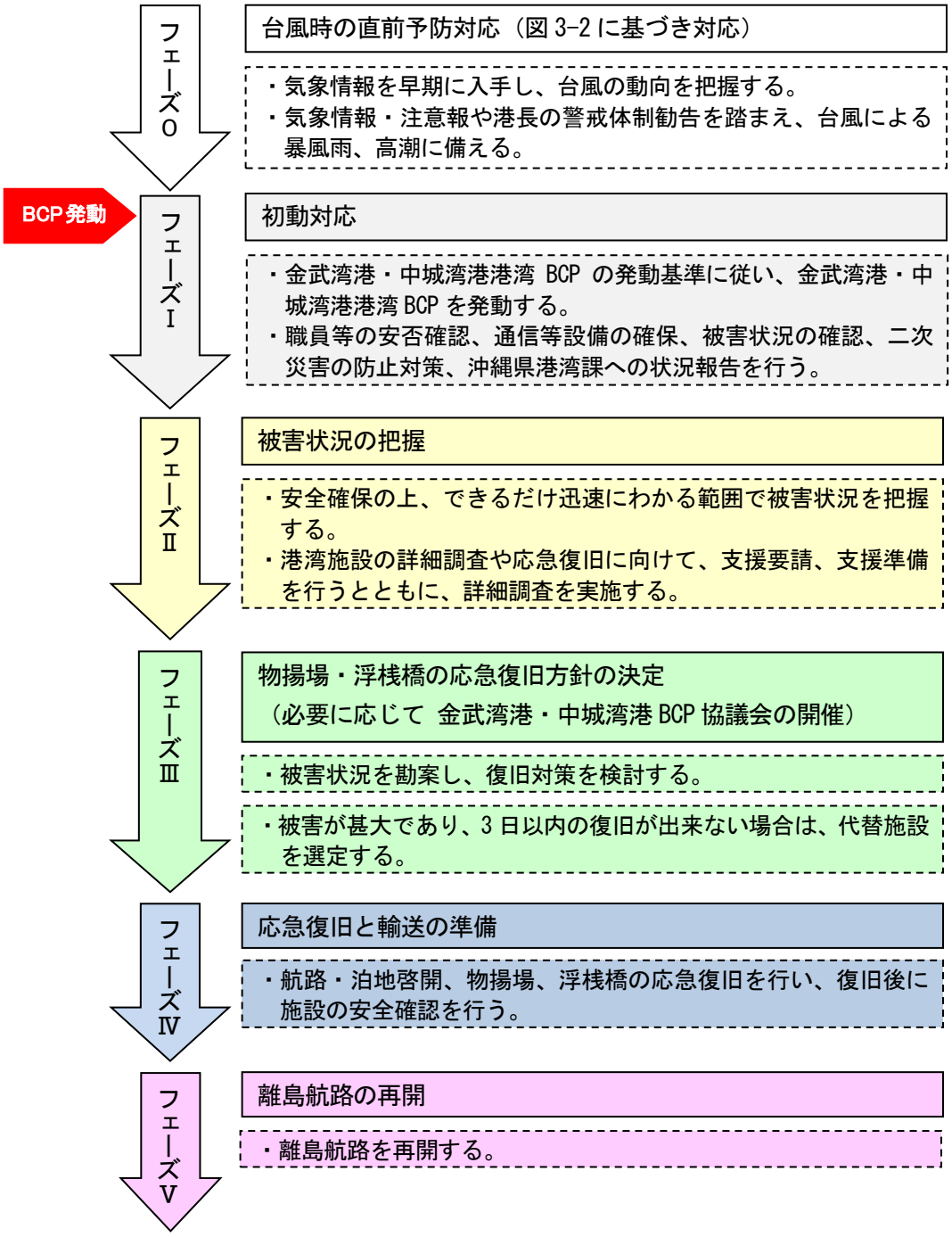

図 3-9　離島航路輸送活動における行動計画の実施方針

(3)関係者と重要業務

災害発生後に離島航路再開に向けて取り組む関係者と重要業務を表 3-5 のとおりとする。

表 3-5　離島航路再開に関する主な関係者と重要業務

区分	関係者	重要業務
船社	久高海運、神谷観光	・被害調査（船舶、貨物） ・航路再開体制の確保 ・被災貨物の回収・処分 ・輸送再開に向けた調整・手続き
市町村	うるま市、南城市	・港湾施設の被害調査（中城湾港（津堅地区、安座真地区）、徳仁港）
海上保安機関	第十一管区海上保安本部	・暫定水深調査（事前測量）
	中城海上保安部	・航路標識の被害調査 ・航路障害物の調査 ・航泊禁止及び同解除 ・港内工事作業の許可または協議
港湾管理者	沖縄県土木建築部港湾課、 中部土木事務所 南部土木事務所	・港湾施設の被害調査 ・詳細調査の支援要請 ・応急復旧方針の決定 ・港湾施設の応急復旧
沖縄総合事務局	港湾空港防災・危機管理課 那覇港湾・空港整備事務所	
建設関係団体 【支援要請先】	沖縄県港湾空港建設協会、 海洋調査協会、沖縄県測量建設コンサルタンツ協会	・支援準備 ・港湾施設の詳細調査 ・航路啓開 ・港湾施設の応急復旧
機械・設備メーカー 【支援要請先】		・支援準備 ・被害調査（荷役機械・設備） ・荷役機械・設備の応急復旧

(4)離島航路再開に向けた重要業務の実施手順

離島航路再開に向けた重要業務の基本的な実施手順を図 3-10 のとおりとする。

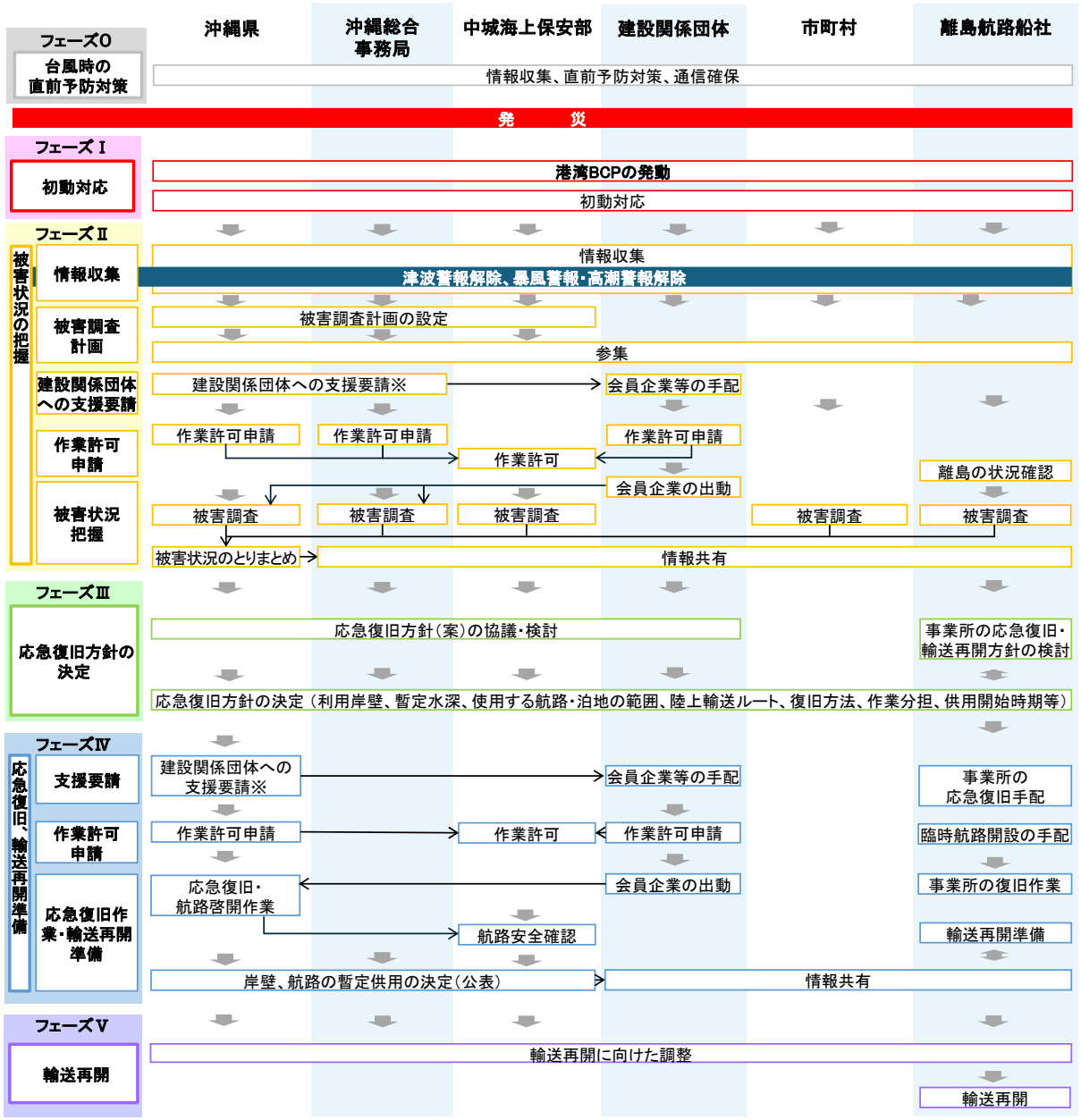

※出動を要請した会員企業と遅滞なく請負契約等を締結する。

図 3-10　離島航路再開に向けた重要業務の実施手順

３－７．航路啓開等の対応

被災時の機能復旧にあたっては、作業船の果たす役割が大きい。しかし、沖縄本島東側に所在する作業船は少なく機能復旧の大きなボトルネックになることが懸念される。さらに、本島東側に位置する金武湾港と中城湾港は、地理的に同時被災することが考えられ、このボトルネックがさらに顕著になる。

そこで、施設別の復旧目標の設定に対応した啓開目標時期は、図 3-11 のとおりとする。

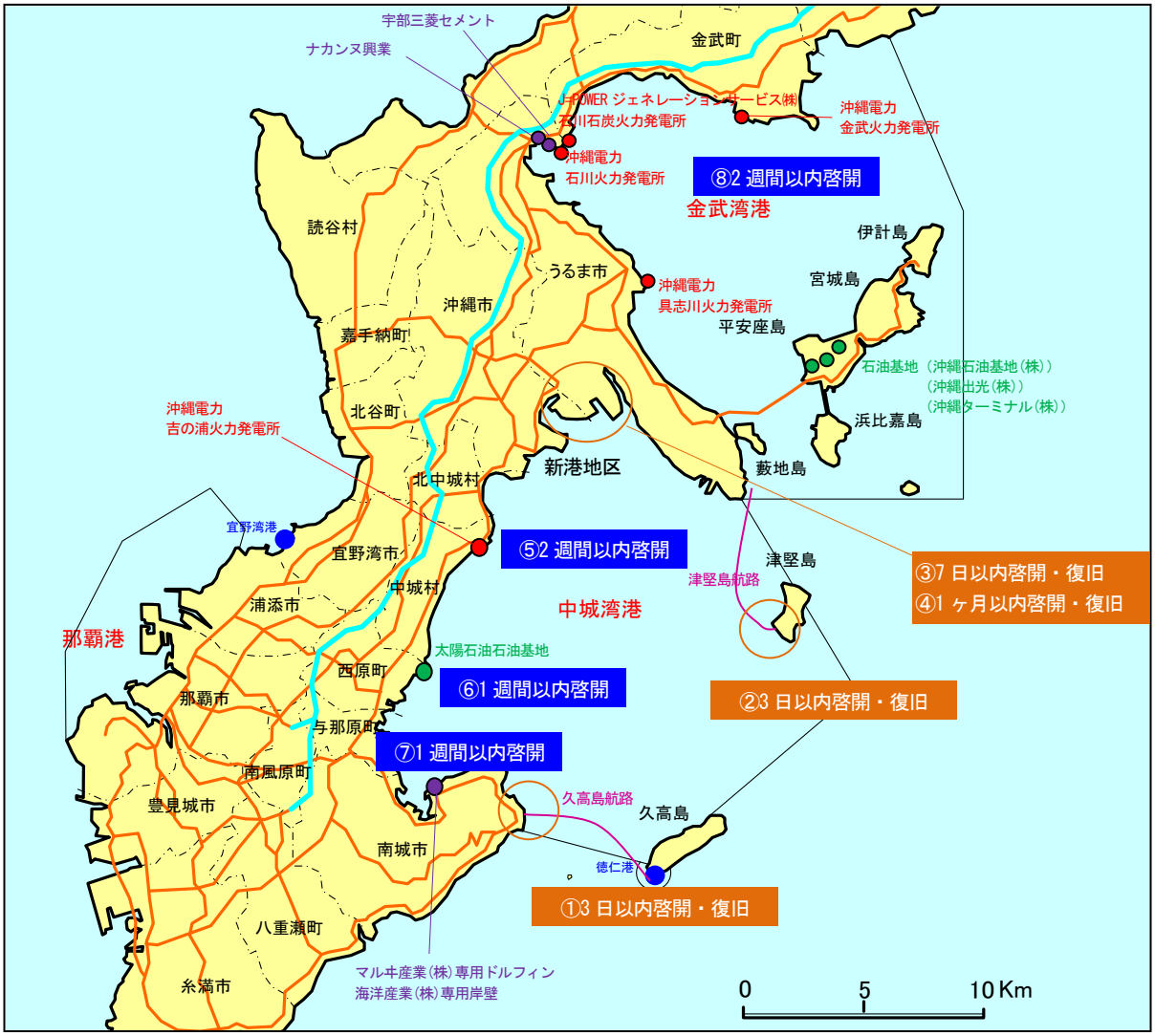

図 3-11　復旧目標復旧時間と啓開目標時期

上記の考え方に基づき、前項「航路啓開の対応」における投入船団のシフト案を「表 3-6　投入船団のシフトイメージ」に示す。

本案は、各水域の啓開後、順次、岸壁等施設の応急復旧にシフトすることを想定する。

表 3-6　投入船団のシフトイメージ（丸数字は前ページ図に対応）

港湾	機能	地区	目標復旧時間			
			3日以内	7日以内（1週間）	14日以内（2週間）	30日以内（1ヶ月）
中城湾港	離島航路機能	①安座真地区				
		②津堅地区				
	バルク機能	③新港地区（7.5m岸壁）				
		④新港地区（10m、13m岸壁）				
	エネルギー機能	⑤中城地区				
		⑥小那覇地区				
		⑦仲伊保地区				
金武湾港	エネルギー機能	⑧金武地区、赤崎地区、天願地区				

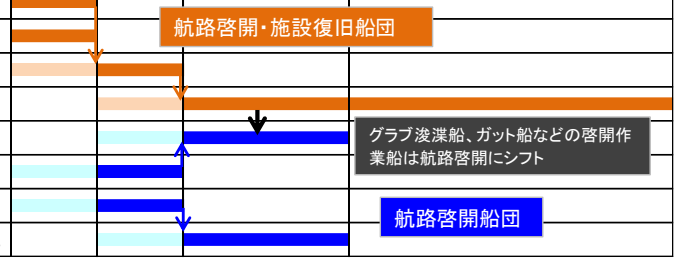

航路啓開・係留施設復旧作業の流れは、図 3-12 のとおりとする。

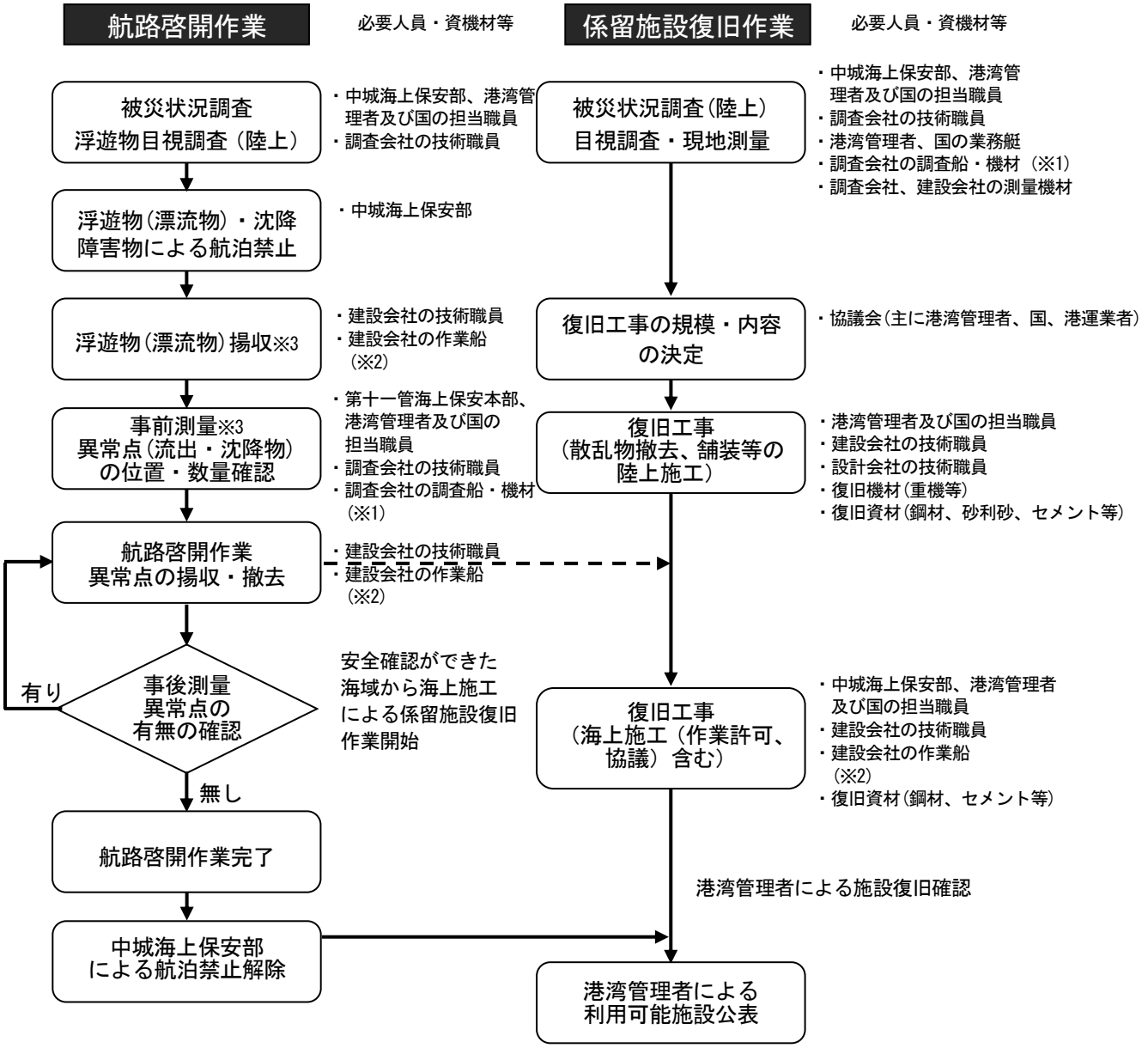

※1：調査会社の調査船・機材

測量船、調査船、ナローマルチビーム測深機、サイドスキャンソナー、多素子及びシングルビーム音響測深機、GPS、発電機、ドローン等

上記に係る燃料

※2：建設会社の作業船

航路啓開：グラブ浚渫船、ガット船、クレーン付き台船、起重機船、引船、潜水士船、揚錨船、交通船等

施設復旧：クレーン付き台船、起重機船、引船、潜水士船、揚錨船、交通船等

上記に係る燃料

※3：金武中城港長への作業許可申請が必要

図 3-12　航路啓開・係留施設復旧作業フローと主な人員・資機材

４．マネジメント計画

４－１．協議会の設置

(1)協議会の目的

「金武湾港・中城湾港 港湾 BCP 協議会」は、金武湾港及び中城湾港において、地震・津波等による災害発生時に港湾利用関係者の各機関等が連携し、連絡系統の統一や情報共有を図り、効率的な災害対応を行うことで、港湾機能を早期に復旧することを目的として設置する。

なお情報通信手段が確保されている限りは、沖縄県港湾課が対策本部となり、各関係者、団体等と調整しつつ、中城湾港・金武湾港の被災に対応する。

(2)協議会会員

協議会には表 4-1 に示す関係者が参加する。

表 4-1　協議会メンバー表

区分（機能）	機関・企業名	担当者所属	備考
主要荷主（物流）	拓南製鐵株式会社		
	タイガー産業株式会社		
	沖縄県飼料協業組合		
	沖縄うるまニューエナジー株式会社		
船社（物流）	南西海運株式会社		
	南日本汽船株式会社		
	琉球海運株式会社		
港運事業者（物流）	中城湾港運株式会社		
	沖縄港運株式会社		
エネルギー関係（物流）	J-POWER ジェネレーションサービス株式会社	石川石炭火力運営事業所	
	太陽石油株式会社		
	沖縄石油基地株式会社		
	沖縄出光株式会社	沖縄油槽所	
	沖縄ターミナル株式会社		
	マルヰ産業株式会社	佐敷工場	
離島航路船社（人流）	久高海運合名会社	安座真事務所	
	有限会社神谷観光	平敷屋事務所	
市町村	うるま市		
	沖縄市		
	南城市		
	西原町		
	与那原町		
	北中城村		
	中城村		
	金武町		
関係機関	沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課	那覇港湾・空港整備事務所	
	第十一管区海上保安本部		
	中城海上保安部		
	沖縄地区税関		
	福岡出入国在留管理局那覇支局	嘉手納出張所	
	厚生労働省那覇検疫所		
	農林水産省動物検疫所沖縄支所	動物検疫所沖縄支所	
	農林水産省那覇植物防疫事務所	嘉手納出張所	
	沖縄県土木建築部	北部土木事務所	
	沖縄県土木建築部	中部土木事務所	
	沖縄県土木建築部	南部土木事務所	
	沖縄県土木建築部	港湾課	
建設関係団体	沖縄県港湾空港建設協会	五洋建設(株)	
	海洋調査協会	いであ(株)	
	沖縄県測量建設コンサルタンツ協会		

(3)部会の設置

金武湾港及び中城湾港は広大な水域を持ち、また対応すべき機能が多岐にわたり、それぞれの関係者も異なることから、これらの地域特性に鑑み、「金武湾港・中城湾港 港湾 BCP 協議会」では機能毎に部会を設けて対応方策を検討する。

なお、復旧に当たっての機材等は共通するものが多いことから、港湾管理者である沖縄県を中心に情報共有・調整を図り、早期の機能回復を図る。

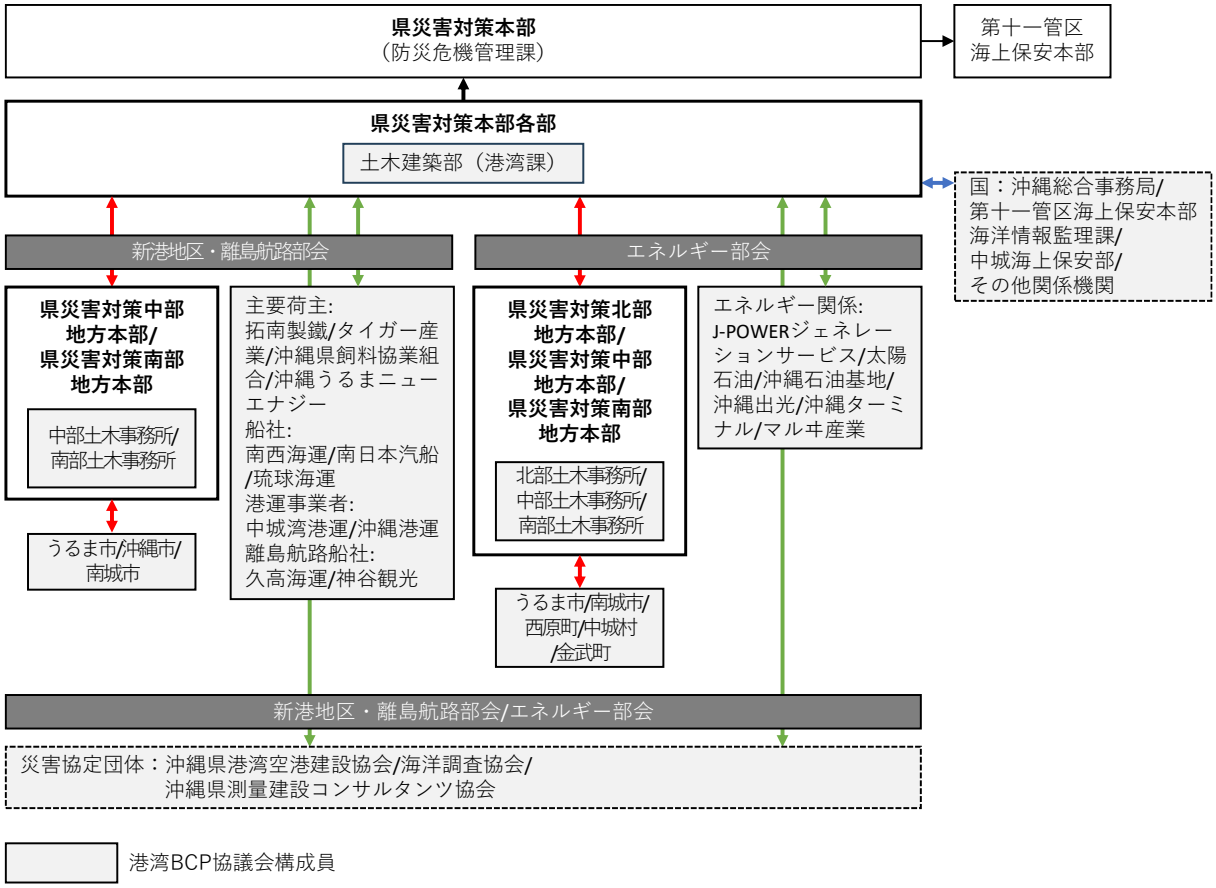

図 4-1　「金武湾港・中城湾港 港湾 BCP 協議会」における部会設置及び連絡体制

４－２．事前対策の役割分担

事前対策の役割分担を次表に示す。

表 4-2　事前対策の役割分担

| 内容 | 事前対策項目 | 対応種別 | 行政 | | |

４－３．教育・訓練の実施計画（ロードマップ）

港湾 BCP を検証し、改善することを目的に、各種訓練実施例を参考として、教育・訓練を定期的に実施する。

いかなる危機的事象が発生しても関係者が臨機応変な対応を行えるようにするためには、平時から当該港湾の利用実態や課題、将来の方向性を関係者が熟知することが重要である。そのため教育・訓練以外の場においても関係者は職員の教育に取り組むものとする。

教育・訓練は、表 4-3 に示す教育・訓練の実施計画（ロードマップ）（案）を踏まえ段階的に取り組むこととする。なお、ロードマップ（案）は訓練の取り組み状況や、港湾 BCP に関する国の方針等を踏まえて適宜見直すこととする。

表 4-3　教育・訓練の実施計画（ロードマップ）（案）

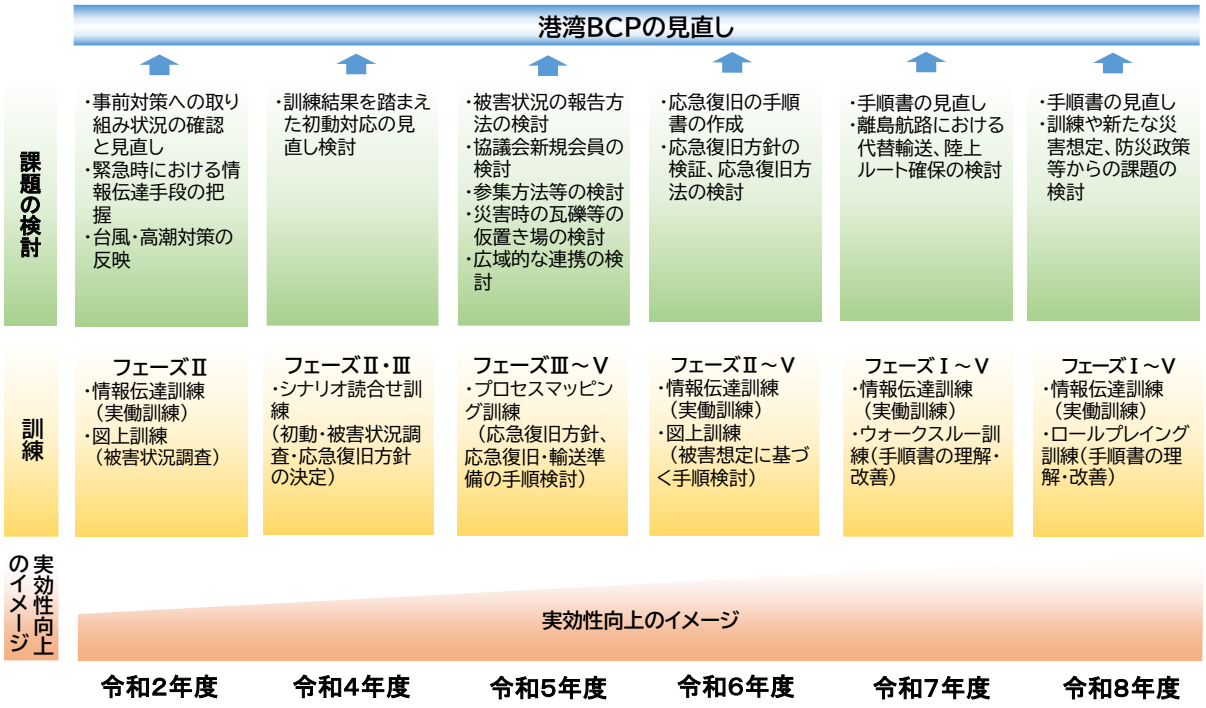

※予算配分状況によりロードマップを見直す場合がある。
※令和９年度以降は、令和８年度までの課題を踏まえ計画する。

４－４．見直し・改善の実施計画

本計画で定めた発災前の行動計画の実施状況、災害や災害時連携方策等に関する新たな知見、港湾物流の動向等の最新情報に基づき、本計画を継続的に見直し（PDCA サイクル）、改善し、より有用で実効性の高い計画に更新することを規定する。

本計画の見直しと改善は、以下のとおり実施する。

○本計画の見直しは毎年実施する。
○大規模な計画の見直しは協議会で協議する。
○軽微な変更は部会レベルの会議で協議する。

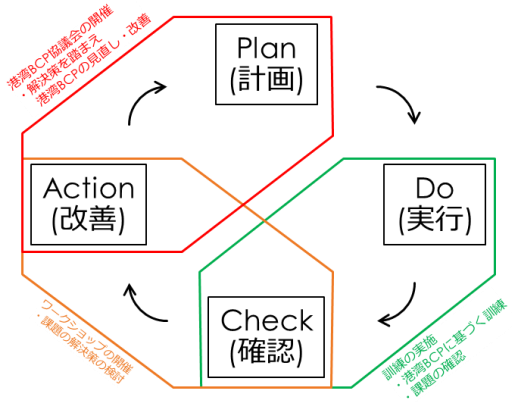

図 4-2 PDCA サイクルのイメージ

■資料編

(1)協議会規約

金武湾港・中城湾港 港湾ＢＣＰ協議会　規約

（名　称）

第１条　本協議会は、「金武湾港・中城湾港 港湾ＢＣＰ協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　協議会は、金武湾港・中城湾港において、地震津波等による災害発生後に港湾利用関係各機関等が連携し、連絡系統の統一や情報共有を図り、効率的な災害対応を行うことで港湾機能を継続し、早期復旧することを目的とする。

（業　務）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

（１）通常時からの災害時（業務継続計画の策定）の協議、連絡調整、訓練等に関すること。

（２）災害時における行政機関と民間を結ぶ要請、連絡事項の情報伝達に関すること。

（３）災害時の官民の情報共有に関すること。

（４）その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

（会　員）

第４条　協議会は、別紙に掲げる金武湾港・中城湾港に関連する行政機関、団体、事業者等で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の関係機関、団体等を追加できる。

（会　長）

第５条　協議会に会長を置く。

（１）会長は、沖縄県土木建築部参事とする。

（２）会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

（事務局）

第６条　協議会の事務局は、沖縄県土木建築部港湾課とする。

（部会）

第７条　協議会においては専門的な検討を行うため、部会を置く。

（１）　部会長は、沖縄県土木建築部港湾課長とする。

（２）　部会長は部会を代表し、会務を統括する。

（アドバイザー）

第８条　協議会及び部会では必要に応じて有識者によるアドバイザーの出席を求め、目的達成にむけた助言等を得ることができる。

（会議の開催）

第９条　協議会は、会長が、必要に応じて招集することができる。また、会長は必要に応じて会員以外の関係者の出席を求めることができる。

（規約の改正）
第１０条　この規約は必要に応じて改正できるものとし、会員の承認をもって適用される。

（その他）
第１１条　この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議のうえ、これを定める。

附則
この規約は、平成 28 年 12 月 28 日から適用する。
この改正は、令和６年３月 15 日から適用する。
この改正は、令和７年３月 18 日から適用する。

（別紙　第４条関係）金武湾港・中城湾港 港湾ＢＣＰ協議会　構成員

区分（機能）	機関・企業名	担当者所属	備考
主要荷主（物流）	拓南製鐵株式会社		
	タイガー産業株式会社		
	沖縄県飼料協業組合		
	沖縄うるまニューエナジー株式会社		
船社（物流）	南西海運株式会社		
	南日本汽船株式会社		
	琉球海運株式会社		
港運事業者（物流）	中城湾港運株式会社		
	沖縄港運株式会社		
エネルギー関係（物流）	J-POWER ジェネレーションサービス株式会社	石川石炭火力運営事業所	
	太陽石油株式会社		
	沖縄石油基地株式会社		
	沖縄出光株式会社	沖縄油槽所	
	沖縄ターミナル株式会社		
	マルヰ産業株式会社	佐敷工場	
離島航路船社（人流）	久高海運合名会社	安座真事務所	
	有限会社神谷観光	平敷屋事務所	
市町村	うるま市		
	沖縄市		
	南城市		
	西原町		
	与那原町		
	北中城村		
	中城村		
	金武町		
関係機関	沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課	那覇港湾・空港整備事務所	
	第十一管区海上保安本部		
	中城海上保安部		
	沖縄地区税関		
	福岡出入国在留管理局那覇支局	嘉手納出張所	
	厚生労働省那覇検疫所		
	農林水産省動物検疫所沖縄支所	動物検疫所沖縄支所	
	農林水産省那覇植物防疫事務所	嘉手納出張所	
	沖縄県土木建築部	北部土木事務所	
	沖縄県土木建築部	中部土木事務所	
	沖縄県土木建築部	南部土木事務所	
	沖縄県土木建築部	港湾課	
建設関係団体	沖縄県港湾空港建設協会	五洋建設(株)	
	海洋調査協会	いであ(株)	
	沖縄県測量建設コンサルタンツ協会		